

EV・PHV用充電設備の購入・設置を検討中の皆様へ

今がチャンス !!

購入費はもちろん、工事費も手厚く定額サポート!!

EV・PHV用充電設備設置の国の補助金が拡充されました!!

電気自動車

プラグインハイブリッド自動車

富山県次世代自動車充電インフラ整備ビジョンの策定 及び国補助事業の概要について（お知らせ）

県では、経済産業省の「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」（平成24年度補正予算による国補助事業）を活用して、富山県内における電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド自動車（PHV）に必要な充電設備の整備を加速し、EVやPHVの普及促進を図るため、「富山県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を策定しました。

このビジョンに適合し、公共性を有する充電設備を設置する場合は、通常よりも有利な補助（充電設備購入費の2/3（ただし、道の駅は定額）及び設置工事費の定額）を受けることができます。

1 ビジョンの概要

(1) 策定方針

電気自動車等を使用する県民や観光客等来県者などが、県内を電池切れなく安心して走行できるよう充電設備の整備を一層進めるため、①広域的な移動経路における整備、②市町村区域ごとの面的な整備の観点から、充電設備の整備計画（設置場所・箇所数）を策定

(2) 設置場所（308箇所）

①経路整備（77箇所）

- ・主に中長距離の広域的な移動経路の途中での充電を想定し設置箇所を設定
 - ・主要国道沿い、高速道路のインターチェンジ・道の駅・空港・新幹線駅等の周辺
- 【想定施設】道の駅、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、商業施設など

②面的整備（231箇所）

- ・市町村区域（富山市は7区域に分割）ごとに、地域の状況（人口、交通量、公共施設、観光地、観光・宿泊施設、商業施設など）を踏まえて設置箇所を設定
- 【想定施設】公共施設、観光施設、宿泊施設、駐車場、ガソリンスタンド、商業施設、コンビニエンスストア、レジャー施設など

(3) 対象となる充電設備

次の公共性等の要件を全て満たす急速充電設備または普通充電設備

- ・今後、新設される充電器（中古品を除く。）であること
- ・充電設備の場所を示す案内看板を設置すること
- ・充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に入出りできる場所にあること
- ・充電設備の利用を、他のサービス（飲食等）の利用または物品の購入を条件としないこと（ただし、駐車料金等、一般社団法人次世代自動車振興センターが特に認める料金の徴収は可とします。）
- ・利用者を限定していないこと（ただし、会員制などとしていてもその場で料金を払うことで充電設備を利用できる場合は条件を満たすものとします。）

※ ビジョンの詳細は、県のホームページを参照願います。

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1301/kj00015300.html

工事費の補助金が大幅に拡充されました

2 国補助事業「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」の概要

- (1) 補助対象者：EV・PHV用充電設備を購入・設置する自治体、民間事業者、個人
 (2) 補助対象経費及び補助率

区 分	補助対象経費及び補助率		
	充電設備(急速・普通共)	充電用コンセント	コンセントスタンド
ビジョンに基づき、かつ公共性を有する充電設備の設置	購入費2/3 工事費定額	機械式駐車場のみ対象 購入費2/3 工事費定額	—
ビジョンに基づかないが、公共性を有する充電設備の設置	購入費1/2 工事費定額	機械式駐車場のみ対象 購入費1/2 工事費定額	—
マンション、月極駐車場、従業員駐車場等への充電設備の設置	購入費1/2 工事費定額	購入費1/2 工事費定額	購入費1/2 工事費定額
上記以外の充電設備の設置	購入費1/2 工事費定額	—	購入費1/2 工事費定額
インフラ設備に不可欠な課金装置の設置等、または給電器の導入	購入費1/2 工事費定額(課金装置)		

- (3) 予算額（補助総額）：300億円（平成26年度補正）
 (4) 募集期間：平成27年12月28日(月)まで（ただし、補助金申請総額が経済産業省予算額を超過する場合には、期間中でも受付終了となります。）

延長されました

※ 詳細は、一般社団法人次世代自動車振興センターのホームページを参照願います。

<http://www.cev-pc.or.jp/>

購入費2/3補助を申請する際には必須の手続きです

3 ビジョン適合の確認手続

ビジョンに基づく充電設備の設置を希望する方は、一般社団法人次世代自動車振興センターへの補助金交付申請前に、県へ確認申請書類を提出し、設置場所がビジョンに適合していることについて確認を受ける必要があります。

- (1) 提出資料
- ① 確認申請書（所定の様式）
 - ② 設置予定場所を記した図面等（公道と設置する敷地との位置関係が明確にわかるもの）
 - ③ 次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金交付申請書（様式1-1）の写し
- (2) 提出先（郵送または持参）
- 〒930-8501 富山市新総曲輪1-7
 富山県商工労働部商工企画課 新産業科学技術班
 電話：076-444-3245 FAX：076-444-4401
- (3) 受付期間
- 平成27年12月28日(月)まで

※ 確認手続の詳細、確認申請書の様式は、県のホームページを参照願います。

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1301/kj00015300.html

4 問合せ先

(1) 国補助事業、補助金交付申請について

一般社団法人次世代自動車振興センター 充電インフラ補助コールセンター
電話：03-5501-4415（受付時間：平日のみ 9：00～17：00）

(2) 県ビジョン、ビジョン適合の確認手続について

富山県商工労働部商工企画課 新産業科学技術班 電話：076-444-3245

(2015/04/13 改訂版)